

# 第 1 9 回田沢湖・角館・西木合併協議会

## 会 議 録

平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日 ( 金 )

第 19 回田沢湖・角館・西木合併協議会

開 催 年 月 日 平成 16 年 12 月 24 日

開 催 場 所 西木村総合開発センター集会室

合併協議会委員定数 28 名

開 会 午後 1 時 30 分

閉 会 午後 4 時 26 分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 太 田 芳 文

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

千 葉 勇

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

稲 田 修

堀 川 光 博

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

田 口 勝 次

小 林 一 雄

戸 沢 清

沢 田 信 男

佐々木 章

辻 均

山 本 陽 一

三 杉 真紀子

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男

鈴 木 重 藏

門 脇 明

藤 井 けい子

(秋田県)

本 間 智

以上 28 名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

なし

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野 中 秀 人

副幹事長 羽 川 昭 紘

幹 事 浦 山 清 悦

浅 利 武 久

大 澤 隆

藤 木 春 悦

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局 長 大 楽 進

副 局 長 高 橋 徹

次 長 羽 川 茂 幸

事務局職員 高 橋 信 次

芳 賀 満希子

能 美 正 俊

高 橋 良 宣

田 村 政 志

若 松 正 輝

藤 村 好 正

佐 藤 祥 子

富 木 弘 一

阿 部 聡

田 口 信 幸

高 倉 正 人

猪 本 博 範

## 会議次第

- 1．開会
- 2．会長あいさつ
- 3．会議録署名委員の指名について
- 4．議題
  - 協議案第 6 号 新市の事務所の位置について（継続協議）
  - 協議案第 6 0 号 事務組織及び機構の取扱いについて
  - 協議案第 6 1 号 病院及び診療所の取扱いについて
- その他
- 5．閉会

開会 13:30

○事務局長 皆様、本日は大変ご苦勞様でございます。定刻になりましたので、ただ今から第 19 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。開会にあたりまして、佐藤会長よりご挨拶を申し上げます。

○会長 定例の協議会にあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げます。非常に雪の降らない年でありましたが、この 2、3 日、いよいよ冬の季節に入りました。今年も残す所 1 週間足らずであります、長い間協議して参りました、今日、主たる事務所の位置等を十分協議して参りたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。ご苦勞様です。

○事務局長 ありがとうございます。それでは会議に入らせていただきます。議事は会議次第に従いまして、進めさせていただきます。会議に先立ちまして、ここで出席委員数をご報告させていただきます。本日は 28 名の委員全員の出席を賜っておりまして、合併協議会規約によりまして、本会議が成立いたします事をご報告いたします。次に、委員の皆様にはお願いですが、会議における発言におきましては、会議録を作成する為録音をしておりますので、発言の際はマイクをお使いの上、町村名とお名前をおっしゃってからご発言くださるようよろしくお願いします。会議の議長は合併協議会規約によりまして、会長が努めることになっておりますので、会長より進行をお願いいたします。

○会長 それでは、これより第 19 回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会議運営規程第 6 条第 3 項の規定によりまして、会議録署名委員 3 名を私から指名させていただきます。田沢湖町、田口喜義委員。角館町、戸沢清委員。西木村、藤井けい子委員。3 名を署名委員をお願いを申し上げます。それでは、早速議事に入らせていただきます。始めに前の臨時協議会でいろいろ協議して参りました、新市の事務所の位置についてを継続協議といたしたいと思います。なお、会議の進め方につきましては、この前の会議におきましては、皆さんといろいろ協議を重ね、投票という事で決定を見ているわけですが、委員の皆さんからもう少し協議を重ねていく事が望ましいのではないかというお話もございまして、この期間、それぞれ皆さん方もお話し合いをされ、あるいはいろんな事を考えられた方もあろうと思いますので、若干の間、引続いて、そうしたご意見もありますればお諮りをしていただければありがたいと思います。ということでありますので、一応方向は決定している訳であります、最後にそういうご提案もございましたので、皆さんから何かありましたら、ご発言をお願いいたしたいと思います。はいどうぞ。

○佐藤（宗）委員 西木村の佐藤でございます。報告でございますけれども、また要望で

ございますけれども、22日に西木村の特別委員会を開催しております。その結果としまして、投票もやむを得ないというような了解を得てございます。その中で、西木村の議会としましては、新庁舎の位置についても、かなり言う議員の方々もございまして、建設予定となっております、8年後と言いますか、そこを若干前倒ししながら、その位置においても、田沢湖、角館、西木の境界と言いますか、利便性に良い場所にして欲しいという事を合併協議会で申し上げるというような事もございましたので、投票については投票でございまして、その事も申し添えておきたいと思っております。

○会長 他にないでしょうか。他になれば進めて参りたいと思っております。ただ今ご発言になりましたのも、今後いろんな協議の中で進めて参らなければいけないと思っておりますし、早速、新市の事務所の位置についての、この前の議論を通した内容で進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。最初に協議をしてまいりましたが、皆さんのご意見にありましたように、こうした全会一致で決めていくという事もお諮りしたいと思っておりますが、もう一度お諮りして、しかし、ただ今投票という声もございましたので、この事ももう一度お諮りしたいと思っておりますが、他の方からもないでしょうか。

○佐々木委員 角館の佐々木です。今、西木の佐藤委員からお話ありましたけれども、会長の今の全会一致という、そういう旨であればという事ですけれども、ここ2回の議論あるいはこの協議会の流れと言いますか、なかなかそういう一致点を見出せないという事ではないかと私はそう思っております。やはり、これからの進め方は、この間決定した方法が最もベターではないかと。それから今の佐藤委員のご発言ですけれども、何か意図があるのかどうか私は分かりませんが、その事については決定後にどうするのかご発言があつてしかるべきではなかったのかと。若干早いのではないかと。どこに決まるか分からないままにどうなんだというのは早いのではないかとと思っておりますけれども、気持ち的には分かりますけれども、その事が条件になってどうのこうのという事では私はないと思っておりますので、本当に自分で思う所の本庁舎の位置。ここが良いんだという事で、決定した後でなにかあればという話でないかと思っておりますが。あえて、反対の意見ではないのですけれども、そう思いましたのであえて発言させていただきます。

○会長 はいどうぞ。

○辻委員 角館の辻でございます。これは、再々再確認になりますけれども、前回は意見がありました。事務所の位置が決まれば、確認事項になっております、合併の期日は自動的に決まると。そういうふうに解釈して、私は投票行動に入りたいと思っておりますけれども、これは間違いはないですか。

○会長 ただ今のご発言に主たる事務所等が決定いたしますと、次の協議をしていこうということに、この前してありますので、そういう順序で進めて行きたいとこういうふうに考えて協議をいたしておる所であります。（一緒ではないですかとの声あり）そうではございません。事務所の位置を決定した上で、後でその事を協議しますということで皆さんに過日の協議ではそういう事で発表させていただいておった所であります。どうぞ。

○佐々木委員 会長の方からご説明あった訳ですけれども、私共逆にもお願いしたい事ですけれども、今日事務所の位置が確認とれましたら、今までの会議の進み具合、あるいはいろいろ皆さん方のご発言等を踏まえた上であれば、出来ますれば今日、事務所の位置を確認した後に、従来の３月末までという事を更にもう一つ深めて、９月の法定協議会の時に会長からお話ありました３月２８日を今日決定していただきたいというのが、私の意見でございます。そうでなければ、この後この後と言っても、どこに定めて物事を進めていくのか、非常に、また曖昧模糊とした形で進めざるをえないという事になると思いますので、ほとんど、３か町村の住民の方々は３月末、これは間違いなく合併ができるのだという意識の基に、この協議会を見ておりますし、大体の意向はそうなのです。そういう意味も込めまして、できれば今日新市の事務所の位置の確認をしましたら、今日中に改めて合併の期日について、皆様方と３月２８日と確定をしていただきたいと思います。もし、私個人だけの意見でありましたらあれですけれども、出来ましたら皆さんの意見も聞いておいていただきたいと思います。今の件につきまして。私はそう思いますので、そうでなければ住民の方々に対する責任を果たしたという事にはならないと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○会長 先の臨時協議会の段階でも申し上げて参りましたように、新事務所の決定に従いまして、次のスケジュール等は皆さんにお諮りして進めていきたいという事でお答えしておったと、そう思っているわけではありますが、そういう意味で、現在、事務局、合併協議会の幹事会、助役さん等で、今後のスケジュール等についても協議をいただいているわけありますので、そうした協議内容もご報告申し上げながら、次の順に従って進めて参りたいと。こういうふうに考えておる訳でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○田口（勝）委員 角館の田口ですけれども、今、助役という言葉が出ましたので発言させていただきますけれども、今日、午前中に会長からの指示で会議を開きました。その幹事会の席上におきまして、会長の言う、協議が整えば合併期日を提案するという考え方の中の協議が整えばという内容について、一定の整理をしておきたいという事で申し上げまして、事務局からは主たる事務所の位置と合併期日、これについて協議会で残っている内

容である。その他につきましては、建設計画の実施計画、あるいは予算編成、あるいは人事異動。こういう問題については協議会での内容ではないと、そういうふうに言われました。そこで、私ども角館町の意向としては、そうすれば今日、合併期日と主たる事務所の位置がもし決定できるとすれば、合併に向かって大きく進む事ができる。そういう意味で、タイムスケジュールも合わせて、是非出していただきたいと。提案していただきたいという事で、事務局に会長に伝えていただくようお願いしましたが、その事について会長のお考えはどうなのでしょう。

○会長 ただ今のご質問に対する協議は、角館さん西木さんとも、いろんな機会を見て協議して参りましたが、私から申し上げましたように、事務所の位置が決定の上に、それぞれスケジュールを説明しながら進めていきたいということにしておりましたので、今、言われるような考えかたの協議はいたしてございません。要請は受けましたが協議はいたしてございません。先程でありますので、会議に入る前のお話でありましたので、そういう事でありましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○田口（勝）委員 事務局にお伺いします。ただ今の同じ内容ですけれども、会長の方に角館町の意向として進言して欲しいという事をお願いして参りましたが、私どものお願いは聞き入れられていただけなかったのでしょうか。その点について事務局からお願いいたします。

○事務局長 お答えします。午前中の幹事会でございますが、助役さんを含めた幹事会の角館町からの今日、新市の事務所の位置が決まれば期日を提案していただきたいという要望は、電話で会議が終りましてから会長に報告しております。意向は確認しておりません。会長に伝えております。

○会長 はい、どうぞ。

○山本委員 角館の山本です。今までの合併協議会の流れをみても、そろそろ合併の期日をはっきり打ち出さないかぎり、いろいろなことで前に進まないと思いますので、どうか今日は合併の期日を決めてから、本庁舎の位置を決めることは出来ないでしょうか。住民の方々はいつ合併できるのか、このままずるずる延びてしまうのではないかという、大変そういう心配をしております。もし今日決めるとすれば、事前にその事を決めてから本庁舎の位置を決めても、こちらの方が最重要だと思いますけれども、会長さんはそれは出来ないものなのでしょうか。

○会長 ただ今のことについての協議については整っておりません。そういう意味でこの前提案いたしましたように、新事務所の位置の決定と、そしてそれに伴い次のスケジュー

ルで進めていこう。この事だけは決定しておりますが、最初にその事を提案していこうという協議はいたしておりませんし、整っておりません。そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

○細川委員 田沢湖の細川です。今、数名の委員の方から、まず期日をというお話がありました。今日の議題に載っております事は、先回の話の所で一応決まっている事でありまして、そして今その事を速やかに進めていくなれば、期日についても必ずや今日触れて、必ず打開策が出るのではないかと思いますので、まずもって一つ進めたらいかかなと思います。以上です。

○佐々木委員 今、細川さんが言ったこと。私はそうではなくて、順序で今日決めて、決まったら次にという話だったので、今日決めても良いのではないかとやっているの、例えば、期日を決めなければ、新事務所の位置を決めないという事をそういう意味で、私言っているのではなくて、今までの会議の流れとして、会長が話ししてきた事は、事務所の位置が確認できたら、同じ重要な期日もということだったので、それ以上のなにものもなく、残るのは期日の問題で、協定項目の確認事項はその事項だけなので、今日それを確認できたら、期日も 3 月 28 日で結構です。誰も異論がなかったはず。9 月の時に。あの時は 9 月 13 日の時に会長の意向として表されて、9 月 24 日だったと思いますが、ちょっと期日忘れましたが、次の法定協の時に出るものだなと皆さん思っていたと思うのです。所がそうではなくてと。ではなんでそれがという事になった時に、事務所の位置が決まらないから、確認できないからもう少し延ばさせてくれという事だったので、今日決まったら障害になるものは何もないと思います。出来たら今日中に期日も確定していただければ、非常にこの後の私どもの町の協議の進め方も違いますし、もちろん法定協の進め方も違うと思いますので、それがまた住民の方々に対するきっちりした説明であると同時に、私どもが関わっている法定協の委員としての責任を果たせると私はそう思っていますので、先程の山本さんから言われたのは私とは逆なのですけれども、私は出来たら先に新事務所の位置を確定して、更に 3 月 28 日の合併の期日を確定すべきだという考え方で

す。

○会長 ただ今、皆さんからいろいろ協議をいただいたわけでありましてけれども、先回に申し上げた内容のとおり順序をおって進めていき、決定後にはそうしたスケジュール等も提案しながら、また、皆さんからご意見をいただいて参りたいと思っておった所でありまして、そういう順序で進めたいと思いますが、もう一度確認いたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○会長 異議なしという事でございますので、それでは次に進めて参りたいと思います。ご異議ないようでありますので、投票により決定することにいたしたいと思います。なお投票の関係につきましては、前回の臨時協議会で会長及び副会長を含む委員全員で3町村の役場庁舎の中から、一つを選び投票を行い、投票総数の3分の2以上を得たものを新市の事務所の位置とする事を決定しており、この3分の2を得たものがない場合は、再度協議をしていきたいということで、この前もお話を申し上げておりますとおりに、そういう順序で進めて参りたいと思います。それでは方式等については事務局長より皆さんにご説明申し上げます。以上です。ただ今、事務局長から投票方法について私からお諮りして、確認をしていただきたいということでありますので、この事をご提案申し上げます。記名投票で行うか無記名投票で行うかについて、お諮りして決定しておく必要があるという事でありまので、この事についてお諮りいたしたいと思いますがいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○武藤委員 西木の武藤でございます。我々委員は3町村の住民を代表して合併を審議しているような現況からみて、住民に自分の意志を表明するのは、やはり記名しかないのでは。なぜここまで来て無記名にしなければならないのかという事を、ずっと前から疑問に思っておりますので、堂々と自分の所信に向かって住民に説明出来るというのは記名投票以外ないと思いますので、お諮り願いたいと思います。

○会長 ただ今、武藤委員さんから、ご提案がございましたが、この取扱いについてお諮りいたします。

(「異議なし」という声あり)

○会長 異議なしということでございますが、ただ今の提案のとおり、記名投票という事で進めたいと思いますがいかがでしょうか。もう一度確認いたします。

(「異議なし」という声あり)

○会長 異議なしということでありますので、記名投票で進めて参りたいと思います。このことについて事務局長より説明をさせます。

○事務局長 それでは投票に入る前に、新市の事務所の位置の投票、開票の方法についてご説明いたします。前回の臨時協議会で、新市の事務所の位置を投票により決定することにいたしました。ただ今投票は記名投票により行なうことが決定しましたので、その投票開票の方法についてご説明いたします。一つとして新市の事務所の位置は投票により決定するものとし、その方法は田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程第5条の規程に関わ

らず会長及び副会長を含む委員全員が行うこととします。二つとしまして、投票は記名方式により行ないます。三つ目としまして、出席委員等は現在の3町村役場庁舎の中から一つを選び投票していただきます。四つ目としまして、投票総数の3分の2以上を得たものを新市の事務所の位置といたします。五つ目としまして、3分の2以上を得たものがない場合は投票結果を踏まえ協議を行うという事にいたします。投票は事務局で議席順にお名前を呼びますので、名前を呼びましたら、投票用紙を受け取りまして、まだ準備しておりませんが、ステージ前の記載台で記載の上、投票箱に投票していただきます。投票用紙には事務所にしたい庁舎に丸印をつける欄を、それぞれ田沢湖庁舎、角館庁舎、西木庁舎の順に設けておりますので、3町村の役場庁舎の中から、新市の事務所としたい庁舎に丸印をつけていただきます。欄がありますので丸印をつけて投票していただきます。二つ以上丸印をつけたり、どちらに丸印をつけたか判読できない場合は無効となりますのでご注意ください。また、丸印以外はなにも書かないようお願いします。なお、投票立会人は委員の皆様の前で投票を行うものでありますので、委員全員という事で選任いたしません。開票は3町村の代表の方に立会いをお願いし、事務局が行い、投票総数の3分の2以上の得票があった役場庁舎を新市の事務所に決定いたします。3分の2以上の得票がない場合は再度協議を行う事になります。以上、簡単でございますが、投票方法と投票者、開票の方法の説明を終わります。今、準備をいたしますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

○会長 皆さんには、ご協力をお願いいたします。投票が終了するまで、会場を閉じて、後もしまだ入っておらない方あったら、中に入っていていただいて、扉を閉じるようお願いいたします。投票の間、傍聴の皆さんにもご協力をお願い申し上げます。投票箱を皆さんに確認していただいたと思いますので、投票箱を閉鎖いたします。

○事務局長 では、投票を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。投票箱が空であることを確認しましたので、それでは、議席番号順に事務局より名前をお呼びしますので、投票用紙を受け取りまして、ステージ前の記載台で投票用紙に、一番上に、記名投票ですので、自分のお名前を書いてください。その下に3町村の役場庁舎、田沢湖庁舎、角館庁舎、西木庁舎、3つの庁舎の名前が書いてあります。左側に丸を付ける欄がありますので、自分の押す庁舎に丸印をつけて投票していただきたいと思います。それでは投票を開始いたします。議席番号の1番から投票をしていただきます。始めに1番の佐藤清雄委員からお願いします。2番、太田芳文委員。3番、田代千代志委員。4番、佐々木章委員。5番、沢田信男委員。6番、高橋正男委員。7番、信田幸雄委員。8番、門脇明委員。9番、田口喜義委員。10番、戸沢清委員。11番、小松直委員。12番、田口勝次委員。13番、辻均委員。

14 番、山本陽一委員。15 番、武藤昭男委員。16 番、三杉真紀子委員。17 番、藤井けい子委員。18 番、小林一雄委員。19 番、伊藤邦彦委員。20 番、佐久間健一委員。21 番、堀川光博委員。22 番、稲田修委員。23 番、鈴木重蔵委員。24 番、細川雪子委員。25 番、佐藤雄孝委員。26 番、佐藤宗善委員。27 番、千葉勇委員。28 番、本間智委員。

○会長 投票が終わりました。投票漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○会長 投票漏れがないようでありますので、ただ今から開票いたしたいと存じます。立会人を私から指名させていただきます。田沢湖町、千葉勇委員。角館町、小林一雄委員。西木村、佐久間健一委員の 3 名にお願いをいたしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。それでは、ただ今の、指名いたしました 3 人の方々に立会いをお願いし、事務局の開票をお願いいたします。

(開票)

○会長 開票が終了いたしましたので、開票の結果について事務局長より報告をさせます。

○事務局長 それでは開票の結果についてご報告申し上げます。投票者数 28 人。投票総数 28 票。内、有効 28 票。無効は 0 票でございます。28 票でございますので、3 分の 2 以上の票数は 19 票となります。得票数を報告いたします。田沢湖庁舎 20 票。角館庁舎 8 票。西木庁舎、投票ございませんでした。以上のとおり田沢湖庁舎が 3 分の 2 以上の得票数を獲得しております。以上、投票結果についての報告を終わります。

○会長 ただ今、事務局長より報告がありましたように、田沢湖庁舎が 3 分の 2 以上の票を獲得しておりますので、新市の事務所の位置は、秋田県仙北郡田沢湖町生保内宮ノ後 30 番地。現在の田沢湖町役場とする。これは申請の段階で最初はこういう申請をするようになっておりますので、この事を報告いたしまして、これについて決定をいたしますがご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○会長 異議なしという事でございますので、ただ今の結果の報告のとおり、主たる事務所については田沢湖庁舎と決定をいたしました。暫時休憩いたします。

休憩 14:22

再開 15:03

○会長 会議を再開いたします。休憩中に申し上げました、協議案件 60 号の事務組織及

び機構の取扱いについてを、ただ今両町村長さんからご提案をいただいているのを調整して提案をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○会長　という事で継続協議にさせていただきたいと思います。それでは、継続協議と決定をさせていただきます。次に協議案件 61 号に入らせていただきます。その後、私の方から協議する案件をお話いたしたいと思いますので、この 61 号の病院及び診療所の取扱いについてを継続して参りましたが、皆さんと協議をさせて再開させていただきます。ご質問等ないでしょうか。ただ今、提案しております病院関係につきましては、皆さんのお手元に配布の通りであります。これで決定したらいかがでしょうか。はいどうぞ。

○田口（喜）委員　この前に提案されましてここにある訳ですけれども、非常に分からないといえれば分からない。田沢湖病院と公立角館病院が一つになっていくのか。これから新市が誕生した場合に両病院が一つの会計でやっていくのか、ここには調整すると書いてありますけれども、その点はどういうふうな会計になっていくのか。一つの考え方でいくのか、それとも角館田沢湖と別々の考えでいくのか伺いたいと思います。

○会長　副局長から説明をさせます。

○副局長　新市になりますと、病院事業自体は地方公営企業法の規程がございますので、1 本の会計にはなりません。ただ、会計自体は総務省の指導もありますので、款項目があれば款の段階で今の公立病院と田沢湖病院を別々に経営状況がわかる形で経理する形になります。二つ病院がありますので、当然医療の関係の連携という観点では、当然連携して一体となってやっていくことなのでしょうけれども、公営企業の独立採算制の原則がございますので、二つの病院があって、それぞれ独立して競争しながら医療サービスの向上に努めていくという形で当分の間はですね病院事業は……。それ自体は新市になって考える事だと思いますけれども、医療サービスとして連携をとっていくという事になると思いますが、経営として近くに競争相手が居て、よりサービスの向上を図るという観点から今の形の経営が出来ていくのではないかと考えております。

○田口（喜）委員　今、高橋副局長からそういう、それぞれの病院が経営努力をして、言わば特徴をもって経営していくというような発言、説明ありましたけれども、そうすれば当然、両病院の職員の待遇も別々であって良いと思いますけれども、そうした場合、例えば文書料とか非常に料金の格差がありますけれども、これも調整をしないでそれぞれ差がある状況、あるいはベッドの差額も差のあるまま病院経営をしていくのかそこらへんを伺いたいと思います。

○会長 はい、どうぞ。

○副局長 先程申し上げましたように、病院自体の経営は独立採算制ということで、それぞれにかかるコストに見合った使用料を徴収するという原則もございます。ただ、同じ市になりますので、そういう状態がいつまでも続くことが良いのかどうか。法律上は問題ないのですけれども、大分格差があるようですので、その点については合併後に当然他の公共料金と同じような形で調整を図られていくということになるかと思います。法律上は別々の体系であっても、それが法に触れるという事ではございません。

○会長 はいどうぞ。

○稲田委員 田沢湖の稲田です。公営企業法を適用してやるというようなことですが、出納整理機関というのは企業法ではなしということで、官庁会計では翌年度の 5 月 31 日までということなのですが、こういう出納整理期間がないということで物事を進めていった場合にどういう弊害が生じ、どういう利点があるのかこの事について若干あれしてきたのですが分かりませんので、よろしく願いいたしたいと思います。

○会長 はい、どうぞ。

○副局長 病院事業は地方公営企業を適用になりまして、いわゆる一般の会社と同じような形で経理を行うという事で、収入と支出が明確になるように出納整理期間というのは設けておりません。その代わりに、公営企業では当然収入が後から入ってくる。官庁と同じような形で収入がずれ込んでくる場合がございますので、一時借入金を年度を越えて借り入れることを認められておりますので、資金繰りとしてはそういう形で処理されております。従って、公営企業会計、官庁会計をやるかどうかという事について特段問題が生じるということではございませんが、特別の事情がありますので、一時借入金が年度を越えて発生する場合があります。そういう形でも処理できるという事ですので、特別問題があるとは考えておりません。

○会長 他にございませんか。なければ病院についても、このとおり決定をいたしたいと思います。いかがですか。

(「なし」という声あり)

○会長 なしという事でございますので、決定をいたします。それではここで暫時休憩をいたしまして、私どもいろいろご質問いただいたものを含めて、現在の状況等も合併のそうしたスケジュール等についても若干、幹事長から説明していただいて、私の方からお諮りをしていきたいと思いますので、それでは 3 時 30 分まで休憩させていただいて、提案をいたしたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

休憩 15:10

再開 16:04

○会長 会議を再開いたします。ただ今、合併期日の取扱いについて、3 者の協議をいたしました。なおまた振興局長さんにも参加をいただいて協議をいたしました。若干、先程の幹事長からの報告の関係についても、まだ不透明な所が多いなというご意見もありましたし、しかしそれは、最大限いろいろ協議をしていくことにいたしまして、臨時協議会を 1 月 12 日に開催をいたしたいと。そして、今回は合併の期日は提案をして、決定は 1 月 12 日の臨時協議会で決定をしたいとこういう事で今、協議をさせていただきました。この事で改めて皆さんにご提案をして、それまで先程の新市計画の問題等、十分協議をしていただいて、12 日の日に臨時合併協議会を開催して、日にちの決定をいたしたいという事の協議をいたしました。この事を提案いたしたいと思いますがいかがでしょうか。

○佐々木委員 従来確認してある、平成 17 年 3 月末。この範囲内の事であれば次回までの協議という事も十分可能でしょうけれども、その枠外の話だとすると、最初から確認した事がどうなるのですか。今提案いただかないと分からないですけれども。そうですか。はい。その事だけ確認しておきます。

○会長 ただ今ご質問もございましたが、先程のものも勘案しながら、提案をし 12 日に決定をするという事で、先に協議をいたしておりましたが、私ども日にちは決定しておりませんでしたが、3 月 28 日という日を合併の期日として提案をし、なおこの事については、先程の幹事長の説明等を受け止めながら、12 日に臨時協議会を開いて決定をしていきたいと。こういうご提案ですけれども、いかがでしょうか。

○沢田委員 角館の沢田です。今、議長の方から建設計画についてもというふうな話がありましたけれども、この前、私、11 月 26 日に出席しておりませんけれども、その後、会議録を読ませていただきましたけれども、事務局からは今日の建設計画については、案をとって皆さんから確定をしていただくというふうに、そういうような確認をしておったと思いますけれどもそうではないですか。これまでは建設計画案という事になっているけれども、その案をとってそのまま建設計画として皆さんに認めていただきたいという報告だったと思いますけれども、そうではないですか。

○副局長 現在、県との内協議をやっておりまして、正式協議・・・法律上は県との協議をしまして同意を得た後に成案になるということでございますので、まだ現在の段階では

正式協議で同意を得ておりませんので、まだ、案はとれておりませんが、この前の協議会で確定した内容で県と協議をして、県の方でそれで良しとすれば、それをもって建設計画とすると。こういう形のお話だったと記憶しております。

○会長 もちろん、今、副局長から説明がありますように、それと同様に実施計画というのも当然それぞれの議会でも協議をしていかなければいけない。ただ、文書だけではないわけでありますので、それぞれ提案した内容のものを順序をとって実施計画というのも当然、ある一定の合併協議の調印をした後の議会に同意の提案をする段階では、ある一定の考え方だけは、町民の皆さんにお知らせしなければいけないものという認識で今までいろいろと協議を重ねているという事だけのご理解をいただきたいと思います。そういう内容で幹事会、あるいは協議をいたしているというふうにご理解をいただきたいと思います。という考え方でありますので。はいどうぞ。

○田口（勝）委員 角館の田口ですけれども、先程も申し上げましたけれども、午前中の幹事会に私もはじめて出たわけですが、先程、会長から野中幹事長の発言の中に不透明な部分があるというようなお話がございましたけれども、私は会議の席上で確認したのは、協議会として協議項目の中で残っているものはなにかという事をまず確認しました。その事については、主たる事務所の位置と合併期日と今お話ししている組織機構だということでありました。それ以外に、例えば会長が、それ以外に会長が協議をしなければ、協議が整わないと言っている項目は何なのかという事もお尋ねしました。そしたら建設計画の今お話ししました実施計画。それから予算編成の問題。それから人事異動の問題。これらが残っているという事でありました。私が申し上げたのは、それらは協議会として全く関係ない話だと。協議会として協議すべき事項についてという事でお話したら、最も大切な事は、主たる事務所、これが決まればおのずと合併期日というものが明確にされてくるだろうと、それからもちろん組織機構も明確になってくるという事でしたので、角館町の意向としては、本日、当然、主たる事務所の位置について投票しても決定するという事になっているので、タイムスケジュールと併せて期日を提案して欲しいという事を申し上げましたけれども、先程、会長からさっき聞いただけで、この事については協議していないという答弁もいただきました。しかし、今、具体的に 3 月 28 日に合併という期日提案すると。そしてそれに向けてこれから協議しなければならないものは協議していくと。会長が考えている協議していかなければならないというのは、協議会以外の項目なのか、協議会の内容なのか、そこを確認したいという事が一つです。それから 3 月 28 日に向けた、スケジュールを是非併せて提示して欲しいというふうに思いますけれども、これは別

に今日でなくても良いですが、少なくとも年内には併せたスケジュール。これも提示していただけないかということであります。

○田代委員 協議会の協議事項でない部分もあります。そういう事で、協議会は協議会の決定事項ですけれども、行政として、自治体としてやっておかねばいけないもの。やはり、合併したあとに住民に不安を与えない為には、我々、事前のそういう協議が必要だろうということであります。住民に不安を与えない為にも。それから、スケジュールですけれども、これは非公式ですけれども、最終的には1月27日あたりまで決定しなければ、県の方に申請できないのではないかと。そういう事で1月12日に出来れば決定したい。そして、調印をして、各町村議会の議決をいただければ、県の方に申請できないと思っております。

○田口（勝）委員 今、西木村長からお話ありましたけれども、一つはスケジュールの事ですけれども、要するに3月28日には合併しますよと言う発言ありました。それを次の臨時協議会で決定すると。しかし、また、そのスケジュールを確認しておかないと、更に、決定する断にいたって、これこれが出来ていないので、更に伸ばすという事になってはまずいので、明示するように是非お願いしたい。3月28日にはこういうスケジュールでもって具体的に決定しますよと。必ず合併しますよという事を明示して欲しいという事です。その事で言っております。それから実施計画についてですけれども、実施計画について西木村長が言ったことについては、住民に説明する必要があるとか、あるいは議会の同意を得なければならぬとかという問題については、それは、それぞれの町村の議会なりで、きちっと整理していただければ、それはそれで良いのではないかと。決して協議会で議論をするような内容ではないというふうに私は思いますけれども。その点どうですか。

○田代委員 最終的に各町村の議会の議決をいただかなければいけないので、そういう事にも十分配慮してやっていかなければ。我々だけで決めても最後に議会の議決をもらわなければいけないのです。それはそうです。そのためにもお互いが、そこをきちんとしておかないといけない。必要ないです。建設計画だけ。

○稲田委員 田口委員言う事いろいろ分かりますけれども、私どもは合併によって、西木ブロックなり田沢湖ブロックなり角館ブロックが、どのように変わるかということ住民に説明する必要がある訳です。ただ、それが、あれはただ文書化だけで、いわゆる、こうこうこういうものをやはり一応、合併したからはこうこうやるからあなたの地域はこうなるよという事をやらなければ。それも全部先送りをして、やはり、ただ合併ありきで私は、住民が非常に不安を持つと思います。やはり、会長、そこを慎重にやってもらわなければ。

終わってるって。何を何を何をという事。ですが一応きっちり、合意の上でやっていかなければ、たまたま今度選挙をやって、角館さんの人達が議員の選挙が上手なものだから、そういう事をやってしまえば、いろいろな事に……。ですのできちっと地域はこうこうこうつくるというようなことをはっきり明示してもらわなければ、私達は合意には至らないと思いますよ。

○会長 12日まで、今おっしゃたように、今のそうした問題も、3町村で十分協議を重ねながら、やはり皆さんが十分、住民に説明できるような方法を。ただ、合併すると言うだけで論議するのではないのです。そういうものも含めて論議してきましたね、今までも。そういうご意見がまだまだ残っているとすれば、残っているとすれば、合併の日にちについて考えなければいけないと。もし論議しないと。そういう論議になればね。他に今の事でご質問なり、ご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

○会長 はい、どうぞ。

○細川委員 田沢湖の細川です。今、会長さんの方から3月28日という提案がありました。それに向けて、1月12日に臨時も開かれますが、どうかこの年度内の合併に向けて、各町村で詰める所はもちろん詰めていただき、それから、各町村相互の詰める所も勢力的に、お互いが話し合いに前向きに向いて座っていただいて、解決して3月28日には、本当に可能というところになっていただきたいなと思います。

○会長 再度、確認をしながらもう一度確認をしたいと思いますが、先程、前段にも申し上げましたように、やはり、まだ協議をしていかなければいけないものがあるということだけは、皆さんご理解いただいたと思いますので、そうした協議を十分積み重ねて、12日の臨時協議会において、先程提案しました内容について皆さんに協議をしていきたい。進めていきたい。こういうことでありますので、いかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○会長 今日、皆さんに提案しました組織等についてもこれから協議をしますので、12日に最終のスケジュールを発表するということで。皆さんの合意がなればですよ。合意がなるように努力をしていきたいということで。最終には27日を今、西木の村長さんが言ったような方向で進めている所です。これも議会の議決を得なければいけないものなので、いろいろなことについて協議を重ねて行きたいという事です。もちろん、この協議会でも決定も必要ですけれども、議会の議決も必要ですので、そういうものを十分合わせて進めていきたいということです。いかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○会長 異議なしの声でございますので、ただ今お話しいたしましたように進めて参りますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。それでは今日ご提案いたしました内容について事務局長から報告をさせて終りたいと思います。

○事務局長 それでは本日の協議結果について、確認とご報告をいたします。協議案第 6 号新市の事務所の位置について。現田沢湖町役場、田沢湖庁舎と決定いたしました。協議案第 60 号事務組織及び機構の取扱いにつきましては継続協議でございます。B 庁舎、C 庁舎について調整しまして臨時協議会に再提案いたすという事になりました。協議案第 61 号病院及び診療所の取扱いについては原案とおり確認いただきました。追加提案になりました合併の期日につきましては、平成 17 年 3 月 28 日という事をご提案申し上げます。これも来月 1 月 12 日の協議会で決定、確認していただくということになります。なお、追加提案になりましたものにつきまして、後ほど委員の皆様へ送付しますので、今日の協議案と一緒に綴じておいていただければよろしいと思います。それでは本日は長時間ありがとうございました。これで第 19 回田沢湖・角館・西木合併協議会を終了いたします。お帰りの際は十分気をつけてお帰りくださいますようよろしくお願いします。

○会長 どうもありがとうございました。

閉会 16:26

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員